

第8章 生徒指導

1 生徒指導の意義と機能

(1) 生徒指導の定義

学校教育の目的は、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」（教育基本法第1条）を期することであり、また、「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養う」（同法第2条二）ことが目標の一つとして掲げられている。この学校教育の目的や目標達成に寄与する生徒指導の定義は、次のようなものである。

生徒指導の定義

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

＜「生徒指導提要（改訂版）」（令和4年12月 文部科学省）より抜粋＞

生徒指導は、児童生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働き（機能）を持っている。したがって、生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義をもつものと言える。

(2) 生徒指導の目的

生徒指導の目的は、教育課程の内外

を問わず、学校が提供する全ての教育活動の中で児童生徒の人格が尊重され、個性の発見とよさや可能性の伸長を児童生徒自らが図りながら、多様な社会的資質・能力を獲得し、自らの資質・能力を適切に行使して自己実現を果たすべく、自己の幸福と社会の発展を児童生徒自らが追求することを支えるところに求められる。

生徒指導の目的

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

ア すべての児童生徒への指導

- (ア) 一人一人の児童生徒の資質・環境・生育歴・将来の進路志望などの諸条件に即して、現在の生活への適応を図る。
- (イ) 集団の一員として、集団の質的向上に寄与し、集団生活の中で自己実現を図れるよう援助する。
- (ウ) 自己の長所に気付かせ、個性の伸長を図るとともに、自主性・自立性を育てる。
- (エ) 望ましい生活習慣や態度を身に付けさせ、社会の規律や秩序を尊重・遵守する態度や行動力を育てる。
- (オ) 自己指導能力を育て、将来の生活において、自己実現を図ることができるようにする。

イ 個々の課題への指導

- (ア) 誰もが、性格や行動面等での弱点や不安を抱えている。また、問題行動には要因となるような背景が存在する。細心の注意を払い、共感的理解に努めるとともに、個に応じた適切な指導を行う。
- (イ) 不登校傾向となったり、非行な

どに走りかけたりしている児童生徒のサインを見逃さず、予防的な視点から早期に的確な指導を行う。

- (ウ) いじめや学校の秩序を破壊する暴力行為等に対しては、毅然とした対応と、粘り強い指導により安心して学べる学習環境の確保に努めるとともに、指導においては、かけがえのない存在としての自他の個性を尊重し、よりよい人間関係を築けるよう指導に当たる。

ウ 機能としての生徒指導

学校における教育活動は、望ましい人格形成を目指して、教育課程を中心に展開されている。その目的達成のために行われるあらゆる教育活動の場面において、意欲や態度を育成する働きかけが生徒指導である。

即ち、生徒指導は、学校教育目標を達成するために行われる教科・道徳・総合的な学習の時間・特別活動など、学校教育活動のあらゆる場における重要な機能である。

(3) 生徒指導の基盤をなす人間観

生徒指導を進めていく上で、児童生徒をどう捉え、どう理解するかは、最も基本的で重要なことである。生徒指導を推進する上では、次のような視点に立つことが重要である。

- ・子供はかけがえのない人格をもつ。
- ・子供は主体的に考え、行動する。
- ・子供は個別性と独自性をもっている。
- ・子供は発達の可能性をもっている。
- ・子供は社会（集団）の中で成長する。

2 生徒指導の充実と教師の役割

今日、児童生徒を取り巻く社会環境の変化（情報化・国際化・価値観の多様化・少子高齢化・核家族化等）は、児童生徒の生活や意識に大きな影響を与えている。

最近の児童生徒による暴力行為や非行、いじめなどの問題行動や不登校は、その件数の増加とともに、複雑化・深刻化の状況にある。特にいじめについては、

- ・携帯電話（スマートフォン）やパソコンの介在により、一層見えにくいものになっている。
- ・周囲の者が傍観的態度をとりやすい。
- ・児童生徒が孤立感を感じるが多い。
- ・親や教師に助けを求めることは自分が見じめになる。
- ・親や教師でもどうにもならない。
- ・仕返しが恐ろしい。
- ・追体験はしたくない。

等の思いから、自ら助けを求めようとしないこともあり、発見が難しい。発見が遅れば、時間の経過とともにいじめはエスカレートし、被害者の心に深いダメージを与え、命にかかわる事態に至ることもあることから、早期発見、早期対応が求められる。

生徒指導の充実を図ることは、児童生徒の問題行動等の諸問題の解決を図り、一人一人の児童生徒の人格のより良い発達を目指す上で、特に重要なことであり、教師の役割はますます大きくなっている。

(1) 信頼される教師

生徒指導を効果的に行うには、児童生徒が教師に対して心を開き、安心して語れる信頼関係の構築が大切である。そのためには、教師としての立場を踏まえつつ、まず教師自らが心を開き、率直に自分を語る必要がある。

その上で、児童生徒の話に耳を傾け、共感的に理解することである。教師が児童生徒を思いやって関わるとき、児童生徒は信頼されていると感じて、自己受容感が生まれ、心が安定する。逆に、児童生徒の立場を考えずに偏った見方をすれば、児童生徒の心は不安定な状態に陥ってしまうことがある。

(2) 児童生徒理解が的確にできる教師

生徒指導は「生徒理解に始まり、生徒理解に終わる」と言われている。生徒指導を進めるに当たっては、教師と児童生徒の相互理解を前提にした児童生徒理解が的確になされなければならない。そのためには、

- ア 発達段階に即した児童生徒の特徴や傾向を把握すること。
- イ 日常の教育活動における観察、生履歴、面談、心理検査の結果等から多角的・多面的な資料を収集し活用すること。(単なる主観や一部の資料からの偏った解釈や、一面的な理解に陥らない)
- ウ 行動面・現象面のみにとらわれず、内的要因や背景についても理解するように努めること。
- エ 相手の気持ちをおろそかに受け止める受容的理解に努めること。
- オ 少しの変化(外面・内面)にも気付くことができる観察・理解の目を養うことが重要であり、そのためには、教育相談を重視した生徒指導の推進や事例研究等の研修を積む必要があること。

3 生徒指導の組織

生徒指導の充実を図るには、教師一人一人が生徒指導について正しい理解と技能を身に付けるとともに、学校全体で取り組むための組織づくりが大切である。そして、それぞれの立場と役割を理解し、協力して実践しなければならない。

(1) 全教職員による生徒指導

生徒指導は、全校の児童生徒を対象にした全校的・日常的取組によってなされなければならない。校長のリーダーシップのもとに、全教職員が教育目標や指導方針を共有し、一貫性のある

生徒指導を行うことのできる校内体制をつくる必要がある。

ア 共通理解・共通実践を通して

全教職員が学校教育目標の実現に向け、「どのような児童生徒を育てるのか」という共通目標のもと、毅然とした粘り強い指導が必要である。生徒指導の問題は一人で抱え込まず、組織的な取組が必要であり、教職員間の信頼関係や温かい人間関係を常に心がけておくことが大切である。

一人一人の児童生徒を全教職員で育てるという意識をもつこと、問題行動の指導に限らず、自己指導能力の育成を目指す生徒指導を推進するために、共通理解・共通実践することが大切である。

イ 学年・学級間の協調

各学年・学級の独自性を尊重しながら、学年や学級間での指導の方針や実践が共通になるよう努め、協調して取り組むことが肝要である。特に、自分の学年・学級さえ良ければよいといった態度に陥ることは、問題行動を多発させることにつながりかねない。学校全体としての指導体制を確立することが重要になる。

ウ 研修の充実

生徒指導を全教職員で推進するためには、校内における研修が重要である。書物等による理論研修も有効であるが、他の教師の考え方や対応の仕方等から学ぶ事例研究も、今後の自己の実践に役立たせることができる。

(2) 生徒指導の組織づくり

生徒指導は、全校的に取り組まれ、組織的・計画的に展開されるものである。

したがって、全教職員がそれぞれ役割を分担し、指導に当たらなければならない。

ア 生徒指導部の役割

生徒指導を直接担当する組織は、生徒指導部とよばれることが多い。全教職員の協力的な指導体制を背景に組織され、生徒指導上の諸課題について検討し、基本方針を確立し、全校に情報を提供したり、教職員の相談に応じたりする役割をもっている。また、全教育活動を通して、どのように生徒指導を進めていくかというカリキュラムを、教職員の総力を結集して開発しておくことも必要である。

イ 生徒指導部の運営と担任等との連携

生徒指導部は、生徒指導主事（主任）を中心に、生徒指導の運営や指導上の諸問題について協議するが、担任と生徒指導部との連携が特に大切である。各学年の生徒指導部所属の教師は、そのパイプ役として推進に協力し、担任を援助することが大切である。特に、問題行動が起きた時、担任は学年主任と生徒指導部所属の教師にすみやかに報告し、以後、校長・副校長・教頭及び生徒指導主事（主任）と連携を図りながら対応していくことが大切である。

《参考・引用文献》

- ・「平成 31 年度生徒指導充実のために」千葉県教育庁教育振興部児童生徒課 平成 31 年
- ・「生徒指導提要」文部科学省 令和 4 年
（生徒指導資料第 3 集）「規範意識をはぐくむ生徒指導体制」国立教育政策研究所 平成 20 年
- ・「生徒指導の役割連携の推進に向けて」国立教育政策研究所 平成 22 年
- ・（生徒指導支援資料 2）「いじめを予防する」国立教育政策研究所 平成 22 年
- ・「生徒指導リーフ」Leaf. 1～22 国立教育政策研究所 平成 30 年

4 児童生徒理解と教育相談

(1) 生徒指導と教育相談

生徒指導は、教師と児童生徒との豊かな人間関係づくりを基本として、一人一人の個性の伸長を図りながら、社会的な資質や能力・態度を育成し、将来において社会的に自己実現できるよ

うな資質・態度を形成していくための指導・援助であり、一人一人の児童生徒の自己指導能力の育成を目指すものである。このうち、児童生徒の自己実現を促進するための重要な援助手段の一つとして『教育相談』がある。

教育相談は、児童生徒が学校生活を進める上でのあらゆる適応上の問題に関わり、児童生徒一人一人の能力や資質の開発と伸長を図るとともに、心身の健全な発達をめぐって児童生徒本人及びその保護者や関係者などに対して必要な教育的・心理的な援助を行う過程（プロセス）のことである。

(2) 教育相談の今日的課題

教育相談は、児童生徒の感情や情緒面への働きかけを重視し、すべての教師が肯定的な人間観をもち、日常の活動を通して個々の児童生徒の能力や可能性を開発し、育てようとするものであり、すべての児童生徒を対象として行われるものである。とかく相談のもつ治療的な機能だけが注目され、予防的な相談、開発的な相談についての機能は見落とされがちである。しかし、教育相談は悩みをもつ児童生徒や問題行動傾向のある児童生徒を対象とする治療的な側面だけを重視するのではなく、むしろ、すべての児童生徒を対象に「児童生徒一人一人を生かす」ものとして常態的・先行的（プロアクティブ）に取り組むことが求められるものである。

また、最近いじめや不登校、自殺など生徒指導上の諸課題が一層多様化してきている。これらの課題は、学校・家庭・社会のもつ様々な要因が複雑に絡み合って起こると考えられている。さらに、人間関係づくりが苦手な子供が増加しているのではないかという指摘もある。学校生活は集団生活を通してな

されるものであることから児童生徒の人間関係づくりに視点を置き、教育相談の技法を活用した、集団活動づくりなどを通して、社会性や自立心の発達を援助する日常的な教師の活動や学校体制が求められている。

(3) 児童生徒理解の方法

児童生徒を理解することは大変重要なことである。理解の方法として、①発達課題など一般的な子供の傾向を理解する方法、②生育歴などから個別的に理解する方法、③教師が普段の生活を通して主観的・直感的に理解する方法、④検査や資料などを通して客観的に理解する方法などがある。いずれにおいても、児童生徒の行動だけでなく、人格全体の理解とその行動の背景となっている感情の流れに沿って、受容的理解・共感的理解に努めることが、最も重要である。

児童生徒理解は次のようにまとめられる。

ア 主観的な理解

児童生徒の会話や行動、態度、表情等を観察し、教師が自身のもつ価値観に基準をおいて理解する仕方であるが、客観性に欠けることがあるので注意が必要である。

イ 客観的な理解

(ア) 資料を活用する方法

作文、日誌、班ノート、面接の記録等の資料を参考にする。

(イ) 観察により理解する方法

言語や態度、表情などを主観的に理解することにとどめることなく、視点を決めて継続的に観察・記録することによって理解を深める方法である。

(ウ) 検査・調査による方法

児童生徒の発達段階を考慮しながら、知能テスト、学力テスト、

性格検査、心理検査、家庭環境調査等によって理解を図る方法である。ただし、テストや検査は実施方法や場所によっても結果が異なることがあるので、あくまでも参考程度とし絶対視しないことである。

(エ) 共感的に理解する方法

教育相談を成立させる上で、一番大切な理解の方法である。共感的理解を成立させる条件として、親和的、許容的、受容的態度が必要とされる。児童生徒が経験している感情を教師自身があたかも経験しているように児童生徒の感情の流れをあるがままに受け止め、理解しようとするものである。

(4) 教育相談の形態・方法と体制

教育相談には、次の形態と方法がある。

ア 「チャンス相談」は、休み時間や放課後など児童生徒との接触の機会を捉え教師から声をかけ、ある程度意図的に相談を進めるものである。場所や時間に制約があるので複雑な相談はできないが、児童生徒との親和的な関係を築くのに効果的である。

イ 「呼び出し相談」は、意図的・計画的に行える利点がある。したがって、意識調査や悩みの調査、作文など客観的な資料を準備して相談に当たれるので、チャンス相談よりも立ち入った相談が可能であり、予防的相談として効果がある。

ウ 「定期相談」は、学校または学年で計画して学級の全員を対象として行われる面接相談である。特に話題を限定せず、学校生活の全般にわたって、友人関係、両親や家族とのこと、学業や進路、身体的問題など話題を広くとることが可能であり、児童生徒理解を深

化し、予防的・開発的な相談とすることができる。

エ 「自発相談」は、自発的に相談に来ることに対応するものである。

教育相談で大切なことは、悩みをもつ児童生徒が気軽に相談できる雰囲気为学校生活全体に醸成されていることである。

そのためには、授業や学校行事において個々を大切にする心配りや言葉かけなどの細かな配慮が必要であり、日頃から児童生徒との間に親和的な人間関係を育むことが大切である。このことは、教育相談の技法だけでは困難であり、教師の豊かな人間性が必要であり、教師の日常的な努力が求められている。

また、教育相談はすべての教職員が行うものとして、年間計画の作成、相談組織の設置、定期的な相談研修、事例研究など学校経営に位置付けられた取組が必要である。

(5) 教育相談の具体的実践

ア リレーションの形成

教育相談活動が成立するためには児童生徒と教師とが信頼で結ばれた関係にあることが不可欠な要素となる。

そのためにまず、学校生活のあらゆる場面において、一人一人がかけがえない独自の存在であるという視点で児童生徒と触れ合うことである。教師は時として、自分自身の価値観に照らして理解してしまう危険性をもっている。自分の価値観だけに左右されずに目の前にいる児童生徒の感情や情緒を大切にし、ありのままに肯定的に受容することである。

また、児童生徒を正しく理解するためには、できるだけ多くの教師から情報を収集するとともに、保護者からの情報も得るよう努めることが重要であ

る。

イ 基本的態度

教育相談の基本的事項として、3つがある。

(ア) 自己一致性(純粋性・誠実性)
＝教師自身が自分を飾ったり繕ったりしないで、自分の考えや感情を誠実に児童生徒に伝える態度。

(イ) 受容＝児童生徒の感じていることを自分の体験のように受け止めようとする態度。

(ウ) 共感的理解＝相手が伝えようとする意味をより正確に、より完全に理解しようとする態度(あたかも自分自身のことのように感じ、理解しようとする姿勢)。

ウ 基本的技能

教育相談を進める基本的技能として、以下のものが考えられる。

(ア) 適切な時に、適切な言葉を選び、相手とコミュニケーションを達成する技能。

(イ) 傾聴する技能＝単に黙って聴くことではなく、相手の言ったことを自分の言葉で言い換えたり、要約し、思考の統合を援助したりするなど、相手の感情をフィードバックする技能。

(ウ) 沈黙の扱いの技能＝沈黙している相手を理解する技能。沈黙には、考えをまとめたり、話す言葉を選んだりする場面や、相手に対する不満や怒りなど様々あるので、適切な対応が必要である。

(エ) 観察する力＝時間とともに変化する相手及び自分の心理的变化を刻々追って行き、気付いたことをフィードバックする技能。

(オ) 相談を構成する技能＝相談に来た児童生徒に、相談の方法や進め方、目標や時間を理解させ、期待感をもたせる技能。

学校においては、校則や社会規範に違反する児童生徒がいる現実の中で、叱ったり、罰を与えたりする方法など、指示的、説論的に指導することが効果的に児童生徒の規範意識を伸長させる場合がある。しかし、その方法だけに終始すると、児童生徒は頭を下げるだけで心から反省することなく終わってしまい、問題の真の解決につながらないことがある。要は、日頃から一人一人の理解に努め、相談的姿勢をもって指導に当たる教師であってこそ、時に厳しく叱責する方法が効果を上げるのである。

《参考・引用文献》

- ・「生徒指導提要」文部科学省令和 4 年
- ・児童生徒の教育相談の充実について一生き生きとした子供を育てる相談体制づくり（報告）
- ・教育相談等に関する調査研究協力者会議 平成 21 年 3 月
- ・「教育相談機能を活かした教育相談実践事例集」千葉県子どもと親のサポートセンター 平成 23 年

5 学級担任と生徒指導

自分の学級の児童生徒が充実感に満ちた学校生活を送ることを望まない学級担任はいない。

そのためには、何とんでも、児童生徒一人一人を見つめた指導、担任の個性や特性を生かした創意ある学級経営、そして、学級の児童生徒相互の連帯感を高め、児童生徒たちと学級担任との信頼関係を深めたりする《生徒指導の機能》を十分に生かした学級経営が重要になるのである。

(1) 生徒指導の機能を生かした学級経営

「学級」「学級経営」とは何かについては既に第 I 編で述べてきた。

以下は、生徒指導の機能を学級経営に生かすための基本的な考え方である。

ア 学級担任は児童生徒の発達に即した「児童生徒理解」に努める。

学級一人一人の児童生徒は、家庭環境、発達段階、性格、行動様式等全て異なっている。担任は日常の表面的な言語観察だけに止まらず、友人、地域、家族からの様々な情報や資料を総合して、多角的に児童生徒の実態をつかむことが大切である。特に、児童生徒のよさを見付ける心構えを持ち、しかも、児童生徒理解をしながら指導し、指導しながら児童生徒理解を深めることが大切である。

イ 児童生徒が心の居場所と自覚できる学級づくりに努める。

担任は、それぞれの児童生徒が自分の持つ強さや可能性に気付くように働きかけ、学級での存在感を持たせ、その活動をお互いが認め合う学級風土を醸成する。

ウ 児童生徒にとって毎日がわかる授業となるように教師は努める。

児童生徒の非行等問題行動の背景に、学業上の不適応が多く、比重を占めている。授業で教科の内容を指導するだけでなく、教科等の指導を通して、児童生徒が学ぶ意欲を持ち、満足感や成就感を抱きつつ自己実現を目指すように指導を展開することが大切である。

教科の指導と生徒指導を一体化させた授業を行いながら、個に応じた指導の一層の充実が望まれる。

エ 教職員間の連携に努める。

生徒指導の機能を生かした学級経営も、学級担任がその中心になるのは当然である。しかし、他の教職員（特に同学年の教職員）との連絡・相談・調整をこまめに行い、状況によっては、他の教職員と連携をとって指導することも必要である。

(2) 学級担任の行う生徒指導の実際

ア 児童生徒との人間関係づくり
児童生徒と信頼関係をつくるには、

学級担任と児童生徒との間に信頼感、安心感がなくてはならない。

しかし、どこの学級にも有効で、確実な児童生徒と信頼関係を築く方法は、残念ながら存在しない。なぜなら、教育とは本来、学ぼうとする学習者と、それを指導・支援しようとする指導者の1対1の間に成立する営為だからである。以下は、あくまでも一般的な方策である。自分の学級づくりの際に、参考にして欲しい。

(ア) 児童生徒の言動の善悪を教師個人の持つ物差し（都合）で判断しない。望ましい言動と思っただけが、教師個人にとってのみ望ましい言動であることがある。

教師の陥りがちなことなので注意したい。また、児童生徒の発した望ましくない言動に遭遇したら、児童生徒がその言動を通して訴えたかった背景を考慮して指導すること。

(イ) 率先垂範。特に、学級環境づくりでは担任の流した汗の教育効果は大きい。

(ウ) 担任はできるだけ多くの時間を児童生徒と共有する。学ぶ、遊ぶ場面で児童生徒の中にいることが大切である。

イ 学級集団の人間関係づくり

学級集団には、多様な個性が存在し、様々な人間関係があり、時に軋轢が生じることもある。それを乗り越えて、より深い人間関係を築いていくことが集団生活での利点でもあろう。

しかし、他者を無視したり否定したりするような人間関係の中では、児童生徒の健全な成長発達は期待できない。

そこで、担任は児童生徒が自他の個性を尊重し、互いの身になって考え、相手の良さを見付けようとする集団づくりを目指さなければならない。好ま

しい人間関係を基盤とした豊かな生活が営まれる集団によって、児童生徒はお互いの絆を深め、自己実現を図っていくことができることを理解した上で、児童生徒の日常の様子をこまめに観察し、学級内の問題を発見したら、早期に解決しようとする姿勢が必要とされる。

ウ 毅然とした指導と教育相談

学校においては、児童生徒の日常の問題行動の意味や、それがもたらす結果や責任などを理解させる毅然とした指導が大切である。「社会で許されない行為は、学校でも許されない」といった社会の一員としての責任と義務の大切さを伝えていくことが大切である。

しかし、そこには厳しく対応するという意味だけでなく、児童生徒の不安や悩み、訴えに耳を傾ける受容的な態度も必要とされる。一方的な視野による指導ではなく、児童生徒との間に温かい人間関係が構築されている中での指導がより効果的に作用することを考えると、教育相談の機会を計画的に、また随時持つ必要がある。

6 学習指導と生徒指導

(1) 授業の場で児童生徒に居場所をつくる

教員は、すべての児童生徒が「わかる授業」を展開するよう努めるべきである。「わかる授業」を通して、児童生徒は授業場面において活躍の場を見出し、充実感や達成感を味わい、自己理解を深めるようになる。このような自己肯定感を高める過程により、児童生徒は、自己の存在を認めてもらえる授業の場に居場所をつくることができる。そして、この居場所こそが非行等の抑止となるのである。

(2) 学習意欲を高める

教員は、児童生徒一人一人が学習の目標をもって意欲的に授業に参加し、主体的な学習態度を養うように努める必要がある。より質の高い授業にするためには、児童生徒が学習に対して自ら考え、自ら判断し、自ら行動しながら主体的に問題を解決していく能力や態度をはぐくむ必要がある。こうした資質や能力は、生徒指導が目指していることでもある。そのためには、以下のことを通して、児童生徒一人一人に適切に指導・支援していくことが大切になる。

- ア 学習材料を適切に準備すること
(教材の開発と精選)
- イ 目的意識をもたせること
(学習目標の設定)
- ウ 発問や指示を効果的に行うこと
(指導方法)
- エ 学習形態や指導体制の工夫を行うこと
(場の工夫)
- オ 進歩を認め、励ますこと
(適切な評価)

(3) 共に学び合うことの大切さを実感させる

学校は「小さな社会」だと言われている。一人で学ぶ場だけでなく、集団で学ぶ場でもある。自分と違った友達の見方や考えなどを認めたり、学習に遅れがちな友達を支えたりすることは、児童生徒一人一人が互いの違いを認め合い、互いに支え合い、学び合う人間関係の醸成につながり、学習指導を通して思いやりのある心や態度を形成することになる。すなわち、集団で学ぶことは学習指導における生徒指導の重要なポイントになるわけである。そこで、教師は学習形態や学習活動について絶えず工夫と改善に努めるべきである。

(4) 言語活動を充実させ、言語力を育てる

言語は、人と人をつなげる重要なツールである。学習指導において、聞く、話す、読む、書くといった言語活動を充実させることで、人権尊重の視点に立った豊かな言語環境を整えることができる。よりよい人間関係を構築し生徒指導を充実させるには、言語力を育成することが欠かせない。

(5) 家庭での学習習慣を確立させる

学習にむらがあり計画性がない、取りかかりが遅く能率が上がらない、ノートがうまくとれない、学習上の忘れ物が目立つなどは、学習習慣の問題や特別に支援が必要である場合が多い。その改善を図るためには、まず、教師の側から望ましい学習方法や学習習慣について説明し、個に応じた学習方法を児童生徒一人一人とともに考え、取り組んでいくことが大切になる。当然、そこには、認め、励ましていく姿勢がなければならない。

そのためにも、家庭との連携を密に行い、家庭での学習習慣を確立させることが重要である。家庭での学習習慣が確立されると、上記のような課題が改善されるだけでなく、学力の向上が期待され、情緒の基盤や気持ちの持ちようそのものが安定するといった効果が現れる可能性が高くなるのである。

《参考・引用文献》

- ・「学級担任のための育てるカウンセリング入門」国分康孝
- ・「教育相談ハンドブック」(小学校編)千葉県総合教育センター 平成8年
- ・「教育相談ハンドブック」(中学校編)千葉県総合教育センター 平成9年
- ・「教育相談ハンドブック」(面接編)千葉県総合教育センター 平成11年
- ・「ふれあいとやすらぎ」(小学校用)千葉県総合教育センター 平成10年
- ・「センセ！聴いて！」(中学校用)千葉県総合教育センター 平成10年

7 基本的な生活習慣の指導

基本的な生活習慣は、人間が生活を営み、これを発展させる上で、最も基本となるものであり、人間の在り方、生き方と強く結び付いている。そして、基本的な生活習慣の確立は、自主性や自立性を育むという生徒指導を進めていくためには不可欠なことである。

基本的な生活習慣とは、具体的に以下のものを指す。

- ア 時間を守る、物を大切に使う、服装を整えるなどの学校生活を営む上で必要なきまりに関する生活習慣。
- イ あいさつや礼儀、他者とのかかわりや自らの役割を果たすなどの集団生活にかかわる生活習慣。
- ウ 授業規律や態度、忘れ物をしないなどの学校における様々な活動を行う上での生活習慣。

(1) 発達段階に応じた指導

基本的な生活習慣の指導では、児童生徒の発達の段階に応じて「教える生徒指導」「考えさせる生徒指導」を使い分け、適切に働きかけることが必要である。

ところで、子供が正常な発達を遂げるためには、「それぞれの発達の段階で着実に身に付けておかなければならない課題」がある。これを発達課題という。

小学生時代の課題は、活動性である。児童は、いろいろなことに興味・関心を示し、よく身体を動かすようになる。したがって、意欲をもってやったことは、やる気を育てる意味でできるだけ尊重したい。

中学生時代の課題は、自発性の獲得である。この自発性を生徒が獲得するためには、教師は、生徒自身が自分の在り方（行動の仕方など）について、自分で決めて、実行して、責任をとる

ように配慮した指導を行う必要がある。

(2) 指導内容

指導に当たっては、児童生徒の実態と指導しようとする内容によって、どのような場で、どう指導したらよいかを考えられるが、基本的な生活習慣を身に付けさせるためには、心をゆさぶることと継続的指導が不可欠である。

指導の主たる場は学級が多く、学級担任の果たすべき役割は大きい。指導の基本方針や内容・方法等についてすべての教職員が共通理解を深め、一貫性をもった指導体制で組織的に取り組む必要がある。

さらに、家庭・地域社会との連携も非常に大切なことで、学校の方針や学校での指導の実際について、保護者に広く周知する必要がある。それには、学校ホームページ・保護者メール等の活用が望まれる。

なお、子どもや家庭を巡る問題の複雑化・多様化に伴い生徒指導、家庭教育支援及び児童生徒の健全育成に係る取組みの連携を一層推進することが必要である。

8 個別の課題を抱える児童生徒への指導

(1) 問題行動についての理解

児童生徒が抱える課題は様々であり、個々の児童生徒の性格、能力や、生活習慣、発達の程度、学校での生活の状況など、一人一人に応じた効果的な指導が必要となる。

日頃から、観察や面接、質問紙調査、関係機関や地域とのネットワークづくりなど、児童生徒理解を着実に進め、問題行動の早期発見に努める必要がある。その上で、問題行動の事実確認を迅速に行い、その原因を分析し一人一

人に応じた指導方針を確立することが重要である。特に、個別の課題を抱える児童生徒への指導については、その課題の特質を理解し、一人一人に適した指導方法や対応、あるいは関係機関との連携など、適切で効果的な指導をすることが重要である。

そこで、問題行動を理解するためには、次のような視点からとらえる必要がある。

- ・すべての児童生徒が問題行動の要因を内包している可能性があること。
 - ・小学校で問題行動の予兆がみられること。
 - ・成長を促す生徒指導を進めること。
 - ・障害特性の把握と理解を進めること。
- 発達障害の特性により生じる学力や対人関係の問題に対して、無理強いをしたり、注意や叱責が繰り返されたりすると、二次的に問題行動が生じることがある。

(2) 問題行動の早期発見

問題行動につながるサインとして、次の例などがあげられる。

- ・髪型、服装、言葉遣い、持ち物などの変化
- ・友人関係、人間関係、家庭での様子の変化
- ・学級、ホームルーム、授業中での態度の変化

これはあくまでも例であって、直ちに問題行動の前兆であると判断して指導することは難しい場合もある。しかし、これらのことに着目することを通じて、教師が当該児童生徒の理解を進め、指導の手を差し伸べる必要があると思っ、児童生徒を注意深く観察し、働きかけを行うことによって、問題行動を未然に防ぐことができる場合もある。

問題行動の早期発見を行うことは、児童生徒理解を着実に進めることとなる。

問題行動の早期発見の方法には次のようなものがある。

ア 観察によるもの

学級担任は児童生徒に関する資料を豊富に活用できることから、早期に問題行動を発見する機会が多くある。先にあげた例を考えながら観察することが大切である。客観的な観察を心がけるとともに、複数の教員で観察を行う必要がある。

イ 面談によるもの

個人面談は、児童生徒の悩みや困難の解決を指導・援助する。担任だけでなく、教科担任や部活動顧問などによる面談も有効である。

ウ 質問紙調査によるもの

毎年多くのアンケート調査が行われており、その結果をまとめておくことは、児童生徒の変化や学校での取組、実行の様子を把握し、適切な評価や改善を図ることにつながる。

エ 教職員間の情報交換によるもの

一人の教師だけでは児童生徒理解に限界があるため、教科担任や部活動顧問など関係のある教員との情報交換は大変有効である。多面的に児童生徒を見るために、組織的に取り組むことが重要である。

オ 保護者との面談によるもの

学校で見せる顔と、家庭や地域で見せる顔が全く違っている児童生徒もおり、児童生徒を理解するためには、保護者からの情報も貴重なものとなっている。学校が家庭を批判するのではなく、学校と保護者が同じ方向を向くこと、粘り強く学校の方針を説明することが、ますます重要になってきている。

保護者と面談を行うに当たっては、教師が「こうすればもっとよくなる。」「少しずつだがこんなことができるようになった。」とプラス思考で面談することが、学校と家庭が協働体制をと

っていくスタートになる。なお、家庭訪問は、保護者の了解の下で行わなければならない。

カ 学校種間・学校間の情報交換によるもの

問題行動が低年齢化し、小学校時代から問題行動を繰り返す児童もみられる。また、中学校・高等学校での問題行動がそれ以前の小中学校時代から継続している場合がある。各学校種間でお互いに責任転嫁や連携のなさを嘆くのではなく、学校種を超えた情報交換や協議を定期的に行い、連携を図っていくことが大切である。

キ 関係機関・地域とのネットワークでの情報交換によるもの

近年ではSNS等の普及により、不特定多数を巻き込んだ校外での問題行動も増えている。校外の問題行動については、学校だけでなく、警察や児童相談所などの関係機関や地域社会と連携を進めていく必要がある。

(3) 指導の進め方

ア 迅速な事実確認

児童生徒の健全な人格形成のために、時期を逃さずに毅然とした指導をすることが大切である。まず、該当児童生徒から迅速に事実確認を行い、その際には、いつ、どこで、だれが、何を、どの程度聞き取るのか、保護者との連携などについてはどのように行うかを教員間で具体的に決めておくことが大切である。

イ 原因の分析と指導方針の確立

問題行動を起こした児童生徒への指導のねらいは、自ら行動を反省し今後の将来に希望や目標を持ち、より充実した学校生活を送ることができるようにすることにある。問題行動の原因や背景を分析して計画を立て、組織的に指導を行う。その際は当該生徒の発達

段階、健康状態、人間関係などの状況を踏まえて、指導する担当者、場所、時間、内容を事前に決めておく必要がある。

ウ 希望を持たせる指導

教員は共感的な態度で指導を行い、児童生徒が、自分を理解してくれる、存在を認めてくれるなど自己存在感を持つよう指導しなければならない。また、教科指導において不適応の児童生徒を見逃さないことは、問題行動の予防にもつながる。児童生徒の活躍する場を設け、その力を発揮させることで、他の児童生徒の承認が得られ、本人が自信を持つようになる。

エ 保護者への説明と適正な手続き

保護者に対して、問題行動の事実関係、問題行動に至った経過、背景、問題行動に対する特別な指導内容などについて十分に説明し、理解を求めておくことが大切である。

児童生徒がより充実した学校生活を送るために、学校、家庭が何をすべきか、どのようにすべきかを共に考え、それぞれの役割を果たしていくことが大切である。

《参考・引用文献》

- ・「生徒指導提要」文部科学省 令和4年
- ・「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」文部科学省 令和3年
- ・「いのちを大切に作るキャンペーン」実践事例集 千葉県教育庁教育振興部指導課 平成18年3月
- ・高校生の豊かな心の育成に係るHP等取組事例集 千葉県教育庁教育振興部指導課 平成18年3月
- ・いじめ問題に対する取組事例集 文科省 平成26年11月
- ・「いじめを早期に発見し適切に対応できる体制づくり」
ーぬくもりのある学校・地域社会をめざしてー
- ・子供を守り育てる体制づくりのための有識者会議のまとめ(第1次) 平成19年2月
- ・『令和3年版のちばの少年非行』 千葉県警察ホームページ

9 暴力行為

(1) 暴力行為の理解

ア 暴力行為の現状

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（以下、「問題行動・不登校調査」）における、令和5年度千葉県公立学校の発生件数は、小学校5,636件（前年比1.01倍）、中学校1,463件（前年比1.14倍）、高等学校164件（前年比2.16倍）であり、全体的には増加した。全国的にも増加傾向にあるが、千葉県の傾向としては、小学校の低学年が多く、暴力行為の低年齢化が危惧される。要因としては、いじめの認知に伴うものや児童生徒に対する見取りの精緻化によって把握が増えたこと、感情のコントロールが難しい児童が増えていることや、コロナ禍で対話的な活動が制限されていたことで、対人関係を築くためのスキルを身につける時間が少なかったことの影響等が考えられる。

イ 基本的な考え方

暴力行為は、社会において許されない行為であり、「学校においてもいかなる理由からも認められないし、絶対に許されない行為である。」と暴力を明確に否定するとともに、「暴力は人権の侵害でもあり、人権尊重の精神に反する。」との認識を全教職員が共有した上で学校における一致協力した取組が大切である。

小学校低学年児童への対応については、幼稚園、保育所との情報共有を積極的に図り、暴力が発生した背景と思われる一人一人の資質・性格や生活環境などを把握し、きめ細かく理解した上で、児童生徒の指導や援助に結び付けていく必要がある。

(2) 暴力行為への対応

暴力行為の発生に伴う、学校としての基本姿勢は、「児童生徒との信頼関係に配慮した対話」「暴力の背景にある要因をきめ細かく把握した上での個別理解」「教職員の一致協力した指導体制の構築」「必要に応じた関係機関との連携や家庭・地域への協力依頼」等が考えられる。その上で、暴力行為が発生した場合の対応の基本は、以下のものが考えられる。

ア 緊急性や軽重などを判断した迅速な対応（複数の教職員による対応）

イ 当事者（加害者と被害者）への対応と援助、周囲への指導

ウ 正確な事実関係の把握

エ 指導方針の決定

オ 役割分担による指導と対応策の周知
保護者、地域、関係機関等との連携
初期対応にあたっては、事態の緊急性や軽重を総合的に判断すること、当事者の興奮や怒りを鎮めること、被害者の安全確保を図ること、等において判断と行動の両面における迅速さが求められる。また、当事者や関係者から正確な事実関係を把握するためには、誘導的質問や先入観を排し、中立的姿勢に基づいた聴取が必要である。

《参考・引用文献》

・「規律ある明るい学校環境づくり」千葉県教育委員会
平成23年

10 いじめ

(1) いじめ防止対策推進法

いじめの問題はこれまでもたびたび社会問題化してきたが、平成24年7月、大津市のいじめ事案の報道後、いじめが大きな社会問題として再認識され、平成25年2月の教育再生実行会議の提言を受けて、同年6月「いじめ防止対策推進法」が成立し、9月に施行された。また、同年10月には、国の「いじ

めの防止等のための基本的な方針」が策定され、さらに平成29年3月には同方針の改定が行われた。

各学校は、同法によって「学校いじめ防止基本方針」の策定及び「いじめの問題への対策のための組織」を設置することが義務付けられている。さらに、いじめにより、児童生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間（年間30日が目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合、学校はこれを「重大事態」として設置者に報告し、その後の調査方法などについて、対応を相談する必要があると定められている。

(2) 千葉県いじめ防止対策推進条例

「いじめ防止対策推進法」の趣旨に照り、本県の実情に合わせたいじめ問題への対応に県を挙げて取り組むため、全国に先駆けて「千葉県いじめ防止対策推進条例」が制定され、平成26年4月より施行となった。

この条例は、いじめの早期発見及びいじめの対処の施策を整理し、積極的かつ効果的ないじめの防止等の対策を実施することを定め、県の責務や、市町村、学校、保護者、県民等の役割を明らかにし、子どもたちが健やかに成長することができる環境をつくることを目的としている。

条例では第16条2項で毎年4月を「いじめ防止啓発強化月間」とすることが定められている。県教育委員会では「児童等自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組」及び「児童等が互いに良好な関係を築くことができる取組」との視点を重視し、いのちを大切にするキャンペーンなどを各学校の実態に応じて実施している。

(3) 千葉県いじめ防止基本方針

県の条例制定を受け、千葉県いじめ対策調査会の審議を経て、平成26年8月、「千葉県いじめ防止基本方針」が策定された。さらに平成29年3月に、国の基本方針が改定されたことを受け、同年11月に県の基本方針も改定した。この基本方針は、国の基本方針を参酌し、本県の実情に応じた、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定したもので、主な内容として、基本理念、県が実施すべき施策、学校及び学校教職員の役割、保護者の役割、県民の役割、重大事態への対処等が盛り込まれている。

(4) いじめ問題の理解

いじめは日常生活の延長上で生じ、当該行為がいじめか否かの逸脱性の判定が難しいところに特徴がある。いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている（いじめ防止対策推進法第2条第1項）。

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係で成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。日本のいじめの多くが同じ学級の児童生徒同士で発生することを考えると、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成され、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが望まれる。児童生徒安全課

作成のいじめ防止啓発カード、いじめ防止啓発リーフレット等を活用し、全ての児童等に指導を行っていくことが重要である。

(5) いじめ問題への対応

「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童生徒に徹底させるとともに、教職員自らそのことを自覚することが重要である。いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、児童生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう、日頃から丁寧に児童生徒理解を進め、早期発見に努めることが大切である。

いじめ認知に当たっては、アンケート調査や、面談、日々の児童生徒の観察等から、たとえ軽微なものと感じても、校内のいじめ対策組織に報告し、その組織で法の定義に基づきいじめの判断を行い、いじめを正確に、積極的に認知する必要がある。

なお、いじめを認知した教員は、事案を抱え込むことなく、直ちに、学校のいじめ対策組織へ報告をするとともに、いじめ対策組織においては、調査及び解消に向けた対応を検討し、被害児童等の支援、加害児童等の指導等を実施することが、求められている。

また、国や県のいじめ防止基本方針では、少なくとも3か月間いじめ行為が止んでおり、精神的な苦痛を感じていない状況に至って、いじめが解消された状態であるとされており、安易に、謝罪を持っていじめが解消したとせず、面談や、アンケート等によって、被害児童等の状況を継続的に確認していくことが必要である。

なお、いじめの対処に係る記録については、丁寧に記録を取り、そのうえで、当該校を所管する各自治体の文書管理規則に基づき、保存をするとともに、

に、事案が解消したとして安易に、メモを処分することがあってはならない。

11 不登校

(1) 不登校の現状・要因

文部科学省の実施する、いわゆる「問題行動・不登校等調査」では、不登校は「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」によるものを除く。）」と定義されている。

本県の不登校児童生徒数は、年々増加しており、深刻な状況にある。このような中、本県では、令和5年4月に「不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例」（以下、「条例」）が施行され、条例を踏まえ、施策を総合的に推進するための基本方針を令和6年3月に策定し、様々な支援に取り組んでいる。

不登校児童生徒は、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、「どの子にも起こり得る」と捉え、その行為を「問題行動」と判断してはならない。

こうした児童生徒が抱える悩みや課題の解決に向けて、学校・家庭・地域が連携し、一人一人に寄り添った支援を行う必要がある。

(2) 不登校児童生徒への支援の視点

不登校児童生徒への支援にあたっては、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、将来の社会的自立を目指すことが重要である。

また、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことを理解するとともに、不登校による

学業の遅れや進路選択上の不利益等への対応は、個々の児童生徒の状況に応じ、長期的な視点を持って取り組む必要がある。

(3) 学校教育の意義・役割

義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要である。

よって、学校は不登校児童生徒の支援として、まず、児童生徒が不登校になった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細かな支援策を策定すること、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、教育支援センターやICTを活用した学習支援、フリースクール、夜間中学での受け入れなど、様々な関係機関を活用し社会的自立への支援を行うことが必要である。

その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きい。

(4) 不登校が生じないような学校づくり

ア 魅力あるよりよい学校づくり

不登校になってからの事後的な取組だけでなく、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指す。

イ いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくり

いじめや暴力行為等の問題行動への毅然とした対応が大切である。また、

教職員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導が不登校の原因となる場合もあるため教職員も適切な言動や指導を心がけなければならない。

ウ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施

学業のつまずきから学校へ通うことが苦痛になる等、学業の不振が不登校のきっかけの一つとなっていることから、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、個に応じた指導の充実を図ることが望まれる。

エ 保護者・地域住民等の連携・協働体制の構築

社会全体で、児童生徒を育ていくため、学校、家庭及び地域等との連携・協働体制を構築することが重要である。

オ 将来の社会的自立に向けた生活習慣づくり

児童生徒が将来の社会的自立に向けて、主体的に生活をコントロールする力を身に付けることができるよう学校や地域における取組を推進することが重要である。

12 自殺

(1) 児童生徒の自殺

児童生徒の自殺は、原因が特定されない場合が多く、実際には様々な要因が複雑に関連して生じており、時には些細なきっかけで自ら命を絶つこともある。そのため、教師は児童生徒が自殺に追い詰められる前に、自殺の危険性に気付くようにしたい。

(2) 自殺の予防

ア 自殺の危機回避

教師は、自殺未遂はもとより、心の病、安心感の持てない家庭環境、喪失体験、孤立感等の危険因子をもつ児童

生徒がとる普段とは違った顕著な行動の変化（自殺直前のサイン）を敏感に感じ取れるよう、日頃から児童生徒の様子を十分把握するとともに、変化を感じたら「どうしたの？」と声をかけ、じっくりと話を聴くように心がけたい。相談内容については、一人で抱え込まず、学年主任や養護教諭に相談する等必ず組織で対応していく。

イ 自殺が起きたときの対応

自殺又は自殺が疑われる死亡事案が発生したときは、学校として迅速かつ組織的に対応していかななくてはならない。

何よりも大切なことは、子供を亡くした遺族に対して心からの弔意を示すことであり、遺族の意向を丁寧に確認しながら、学校の対応を進めていく必要がある。

また、身近な者の死亡は、児童生徒にとって衝撃的な出来事である。心のケアをしていくに当たっては、文部科学省資料「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を参考にするとともに、保護者に協力を求めたり、スクールカウンセラーに協力を仰いだりする必要がある。また、状況によっては医療機関へつないでいく。

詳しくは、文部科学省から自殺の予防や対応についての資料が発行されているので、ぜひ参考とされたい。

ウ SOS の出し方教育

児童生徒の自殺を予防するためには、心の危機に陥った友人への関わり方を学ぶことが重要である。SOSの出し方に関する教育を実施する場合は、児童生徒の発達段階に応じた内容とすることが重要であり、SOSの出し方のみならず、心の危機に陥った友人の感情を受け止めて、考えや行動を理解しようとする姿勢などのSOSの受け止め方についても教えることが望ましい。

《参考・引用文献》

- ・『『いじめゼロ』へ！千葉県版教職員向けいじめ防止資料集』千葉県教育委員会 平成30年3月改訂
- ・「千葉県版不登校児童生徒の支援資料集」 千葉県教育委員会 平成30年3月
- ・『教師が知っておきたい子供の自殺予防』マニュアル』文部科学省 平成21年
- ・「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」文部科学省 平成22年
- ・24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
- ・SOSの出し方教育（啓発動画・資料）千葉県子どもと親のサポートセンターホームページ

13 家庭との連携

(1) 家庭との連携の意義

家庭は、児童生徒にとって最も基本的な生活の場であり、また人格形成上大きな影響を受けている場でもある。

そのため、学校だけで生徒指導の推進を図っても、家庭との連携なくしてその成果をあげることは難しい。

(2) 家庭との連携の在り方

教師は児童生徒の家庭環境や家庭での様子を把握し、同時に学校の教育方針とともに教師自身の意図する方向や思いなどを保護者に知ってもらうことが必要である。また、学校と家庭との情報交換や協力によって生徒指導がより効果的になることを理解してもらうのも、大事なことである。

なお、家庭との連携・協力の基本は、児童生徒の成長を願いお互いの役割を明確にし、協力体制を作っていくことである。そのため、教師は、児童生徒の学校生活の様子や長所、さらに伸ばしたい資質等を積極的に伝えとともに、家庭の実態や児童生徒の家庭での状況を的確に把握し、それぞれの状況に応じたかかわりや支援をしていくことが大切になる。次に家庭状況を把握するポイントを示す。

ア 家庭の実態を的確に把握する

個人調査票や保護者との面談記録などを通して、以下の視点で家庭環境等を整理して資料を作ることが望ましい。

ただし、プライバシーの保護に十分配慮し、資料の保管には十分注意することが必要である。

- (ア) 家族構成と本人の家庭での立場
- (イ) 家庭の教育的関心
- (ウ) 児童生徒に対する保護者の希望

イ 児童生徒の家庭生活の状況を把握する

家庭での行動の把握は児童生徒理解を進める上で大切である。

- (ア) 交友関係や所属する集団
- (イ) 家庭での生活状況

(3) 保護者との個別面談と家庭訪問

個別面談や家庭訪問は、学校や教師の教育方針や児童生徒の学校での様子を知らせて指導上の協力を求めたり、家庭環境や家庭における当該児童生徒の様子を把握したりするなど、学校と家庭の協力体制を作り出す良い機会である。

その具体的留意点として、

ア 保護者の児童生徒に対する姿勢を尊重する。

イ 必要に応じて二者や三者の面談にする。

ウ 来校による面談については事前の連絡を十分に行い、保護者の状況に配慮する。

エ 保護者の悩みや訴えを受容的に受けとめる。

オ 家庭内の状況については秘密厳守が原則であり慎重かつ十分な配慮を行う。
家庭訪問の際の主な留意点

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①事前に家庭事情の把握と連絡を十分に行い、約束時間を守る。②訪問時間を必要以上に長くしない。③家庭生活に対する軽率な言動を慎む。④家庭に経済的負担をかけない。 |
|--|

14 地域・関係諸機関等との連携

地域社会や関係機関との連携は、とかく問題行動のある児童生徒のみを対象としがちだが、健全育成の立場で、生徒指導上、常日頃から、体制づくりをしておく必要がある。

(1) 地域との連携

児童生徒は帰宅後や休日、長期休業の休みなどには生活圏が広がり、そこで受ける影響も大きく、問題行動も多様化する傾向にある。自校だけの問題にとどめず、地域との連携を密にし、生徒指導に当たることが大切である。

ア 地域の学校間の連携

地域においては、他校の児童生徒との触れ合いも多く、トラブルも生じやすい。地域の学校間で定期的に情報を交換する必要がある。その際、閉鎖性を取り除いて、同一歩調での指導を心がける。

イ 地域社会との協力・連携

地域社会の中で大人や様々な年齢の友人と交流し、様々な生活体験・社会体験・自然体験を積み重ねることは、児童生徒の健全育成に大きく関わっている。教師として、それらの意義を十分理解し、地域の活動が活発に展開されるよう、積極的に関わり、協力していくことが望ましい。

ウ 地域の諸機関等との連携

児童生徒の保護育成の立場から、少年センター・児童相談所・警察・家庭裁判所等について情報を得ておき、日頃から協力体制を作っておくことも大切である。

(2) 関係諸機関等の種類

問題が深刻、複雑で、学校や家庭のみで対応できないときは、早期の段階で関係機関に相談することが望ましい。

各機関を目的業務内容で大別すると次のようになる。

ア 教育相談に関する機関

〈内容〉 しつけ・性格・非行・交友・不登校・いじめなどの電話・面接・訪問相談

〈機関〉 子どもと親のサポートセンター、総合教育センター（特別支援教育部）、児童相談所、青少年補導センター、少年センター、家庭児童相談室、健康福祉センター、警察など

イ 児童福祉施設・刑事司法関係の機関

〈内容〉 非行・家出など問題行動の矯正教育、児童虐待、環境への再適応

〈機関〉 警察、児童相談所、児童自立支援施設、家庭裁判所、法務少年支援センター（少年鑑別所）、保護観察所、少年院など

ウ 医療機関

〈内容〉 神経症・精神病などの治療、ADHD・自閉症などの発達障害の診断

〈機関〉 病院の児童精神科・小児科など

エ 療育・福祉関係の機関

〈内容〉 LD・ADHD・知的障害・自閉症などの発達障害の相談、教育・福祉サービスなど

〈機関〉 児童相談所、療育センター、福祉事務所など

(3) 関係諸機関等と連携する上での配慮事項

ア 問題、症状、その程度によって、相談・治療の内容が違ってくる。各機関について正しい知識、情報を得ておくこと。

イ 関係機関に任せて解決したと思わずに、常に機関と連絡をとり合い、共通理解を図りながら対応することが大切である。

ウ 「情報連携」だけでなく、サポートチームを組織しての「行動連携」の充実が求められる。

エ 関係機関を紹介する場合、本人や保護者が不安をもたないよう理解を得るとともに、学校から見捨てられたという思いをさせないよう十分な配慮が必要である。

15 懲戒と体罰

学校教育法第11条本文では、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒、及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と規定している。

学校における懲戒とは、児童生徒の教育上必要があると認められるときに、児童生徒を叱責したり、処罰したりすることだが、学校の秩序維持のために行われる場合もある。懲戒は、制裁としての性質を持つが、学校における教育目的を達成するために行われるものであり、教育的配慮の下に行われるべきものである。

懲戒の手続きについて法令上の規定はないが、懲戒を争う訴訟や損害賠償請求訴訟が提起される場合もあり、児童生徒への懲戒に関する基準についてあらかじめ明確化し、児童生徒や保護者に周知し、家庭等の理解と協力を得るように努めることが重要である。

体罰がどのような行為なのか、児童生徒への懲戒がどの程度まで認められるかについては、機械的に判定することが困難である。このことから、文部科学省からの通知「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（平25.3.21）を各学校に周知した。その主な内容は、次のとおりである。

- 文部科学大臣通知の内容についての指導の徹底
 - 本県の教職員の懲戒処分基準の厳格な適用と周知
 - 体罰等事故職員事後研修の強化
- 部活動における体罰等で懲戒処分を受けた者は、校長の判断により、研修期間及び一定期間、部活動の顧問としないこととする。

(1) 学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方

ア 体罰について

- (ア) 児童生徒への指導に当たり、学校教育法第 11 条ただし書にいう体罰はいかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。
- (イ) (ア)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- (ウ) 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、(ア)の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が重要である。
- (エ) 児童生徒に対する有形力（目に見える物理的な力）の行使により

行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというのではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形を持った行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」としたものの（昭 56. 4. 1 東京高裁判決）、生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたものの（昭 60. 2. 22 浦和地裁判決）などがある。

- (オ) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。
 - 放課後等に教室に残留させる（用便のために室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても、長く留め置く等、肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる）。
 - 授業中、教室内で起立させる。
 - 学習課題や清掃活動を課す。
 - 学校当番を多く割り当てる。
 - 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- (カ) なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止し、目前の危険を回避する

ためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上または民事上の責めを免れうる。

イ 児童生徒を教室外に退去させる等の措置について

(ア) 単に授業に遅刻したこと、授業中学習を怠けたこと等を理由として、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させ、指導を行わないままに放置することは、義務教育における懲戒の手段としては許されない。

(イ) 他方、問題行動等への緊急の対応のため授業中、児童生徒を教室内に入れず又は教室から退去させる場合であっても当該授業における学習が、その児童生徒のために別途行われるのであれば、これを行うことは差し支えない。

(ウ) また、児童生徒が学習を怠り、喧騒その他の行為により他の児童生徒の学習を妨げるような場合には、他の児童生徒の学習上の妨害を排除し教室内の秩序を維持するため、必要な間、やむを得ず教室外に退去させることは懲戒に当たらず、教育上必要な措置として差し支えない。

(エ) 携帯電話やスマートフォンについては、ICTの有効活用の視点から授業等で活用されることもあるが、授業に関係のない使用については、学校の教育活動全体に悪影響を及ぼすような場合もあり、事前に保護者等と連携を図り、一時的（当日返却は必要）にこれを預かり置くことは、教育上必要な措置として差し支えない。

(2) 体罰禁止に関する教師の心得

体罰は、法律に違反するだけでなく、児童生徒及び保護者等の信用を大きく失墜するものであり、あってはならない行為である。参考に、「体罰禁止の徹底について」（平8.9.6千葉県教育委員会教育長通知）の一部を掲げておく。

ア 体罰は、人権尊重の精神に反する行為であり、教育上の指導における場合であっても許容される余地のないこと。

イ 教職員相互の共通理解に基づく、教育相談活動を重視した生徒指導体制の確立に努めること。

ウ 個々の教職員が、教育相談に関する理解を深め、児童生徒との共感的理解に根ざした人間関係を基盤として、児童生徒の心理的側面に一層着目した指導を行うよう努めること。

また、以下のガイドラインやリーフレット（教育振興部教職員課作成）を参考とされたい。

《参考文献》

- ・教職員の服務に関するガイドライン 千葉県教育庁教職員課 令和2年3月
- ・体罰根絶リーフレット「体罰なんかいらない」 千葉県教育庁教職員課 平成26年3月